1　目的と構成

（1）ガイドラインの目的

印西市は、印西らしい良好な景観の形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するとともに、市民や事業者などの主体が、協力・連携して良好な景観の形成に取り組むために、印西市景観計画を策定しています。

印西市景観計画では、市全域を景観計画区域として定め、「みんなでつくる 『自然』と『都市』がふれあう 美しいまち いんざい」を景観形成の基本目標とし、良好な景観の形成を図るため景観形成の誘導を行うこととしています。

景観形成の基本目標

みんなでつくる
『自然』と『都市』がふれあう
美しいまち　いんざい

～水・里山・歴史につつまれ　美しくすみ続けたいまちへ～

景観計画区域は、地域の特性に応じた景観形成を誘導するため「一般地区」と「国道４６４号沿道地区」に区分しています。

●一般地区	本地区は、市域全域を対象とした国道４６４号沿道地区を除く区域です。
●国道４６４号沿道地区	本地区は、地域を代表する広域的な景観軸を形成している国道４６４号沿道の区域です。本地区は、市内外から多くの来訪者もあり、本市の顔やシンボルとなる景観形成を先導していくことを目指した地区として位置づけています。

この景観計画ガイドライン（以下、ガイドライン）は、みなさんが事業を計画するうえで、景観形成基準を確認するとともに、良好な景観の形成の手がかりになることを目的としています。

事業の計画を行う前のできるだけ早い段階から、計画地や周辺の景観特性を把握し、一般地区又は国道４６４号沿道地区において良好な景観の形成のために、このガイドラインを活用してください。

（２）ガイドラインの構成と使い方

景観計画では、事業者が一定規模の届出対象行為を行う場合は、届出を行い景観形成基準に基づき景観形成の誘導を受けることとしています。本ガイドラインは、以下の構成でまとめており、景観計画に定める景観形成基準等の解説を行うものです。対象行為の計画や設計等において活用し、良好な景観形成に努めてください。

なお、届出対象行為に該当しない行為においても、良好な景観の形成に努めるものとします。

１　目的と構成 P1

●本ガイドラインの目的と景観計画の基本目標を記載しています。印西市が目指す景観まちづくりの目標像を理解してください。

↓

２　届出対象行為 P3

●行為の場所が「一般地区」又は「国道４６４号沿道地区」なのかを確認し、地区ごとに届出対象行為を確認してください。

↓

３　景観形成基準 P7

（１）共通基準

●行為を行う場所にかかわる景観ゾーンや景観軸、景観拠点における共通の方針と配慮事項です。これらを踏まえ良好な景観形成に努めてください。

↓

（２）行為別基準 P10

●行為に応じて、一般地区又は国道４６４号沿道地区の景観ゾーンや景観軸、景観拠点の景観形成基準に適合するよう努めてください。

一般地区	国道４６４号沿道地区
●一般地区は、市域全域を対象とし国道４６４号沿道地区を除く景観ゾーンや景観軸、景観拠点が対象です。	●国道４６４号沿道地区の景観ゾーンや景観軸、景観拠点が対象です。

	一般地区	国道４６４号沿道地区
建築物の建築等	P10	P28
工作物の建設等	P19	P37
開発行為	P23	P41
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	P25	P43
木竹の伐採	P27	P45
屋外広告物	P46	